

宿泊約款

第1条（適用範囲）

- 1.当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 1.当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、国籍、および職業

(2) 宿泊日の、到着予定時刻、会社名、申込者の電話番号および氏名

(3) その他当宿泊施設が必要と認める事項

- 2.宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に予約がなかった場合のみ、その申し出がなされ当施設が申し込みを承諾し、宿泊料金の前払いを頂いた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室、満員により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定・公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力・脅迫・威圧的要求行為、または合理的な理由のない苦情・要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき、またかつて同様の行為をされた者。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、近隣住民・近隣施設の宿泊者等に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、および著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、またはその関係者その他反社会的勢力であるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- (11) 危険物(ストーブ等の火器、石油類、銃刀類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
- (12) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

第5条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで到着予定時刻になっても到着しない時又は、到着予定時刻を2時間以上過ぎて連絡のない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 違約金申し受け規定として宿泊日当日に解除した場合は、宿泊者1人につき第1日目の宿泊料金の100%、前日に解除した場合100%、3日前から5日前までは、50%6日前から7日前までは30%とします。
5. 予約日数が短縮等した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)を基準に違約金比率で収受いたします。

6. 前項の規定により、宿泊契約が解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車・航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊客の責めに帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第2項の違約金はいただきません。

第6条（当施設の契約解除権）

1.当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定・公序良俗に反する行為をするおそれがある[〃]と認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が、伝染病者である[〃]と明らかに認められるとき。

(3) 宿泊に関し暴力・脅迫・威圧的要求行為、または合理的な理由のない苦情・要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがある[〃]と認められるとき。

(4) 天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊できなくなったとき。

(5) 宿泊客が、泥酔者等で、近隣住民・近隣施設の宿泊者等に著しく迷惑を及ぼすおそれがある[〃]とき、および著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき(群馬県旅館業法施行条例16条の規定にもとづく)。

(6) 指定喫煙所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(7) 宿泊客が、暴力団・暴力団員またはその関係者、その他反社会的勢力である[〃]とき。

(8) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体である[〃]とき。

(9) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者が[〃]あるとき。

2.当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条（宿泊の登録）

1.宿泊客は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び時刻

(4) その他当施設が必要と認める事項

2. 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、パスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。

第 8 条 (チェックイン・チェックアウトタイム)

宿泊客が当施設に入館できる時刻 (チェックインタイム) は、午後 3 時からとし、また当施設より退館頂く時刻 (チェックアウトタイム) は午後 12 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます

第 9 条 (利用規則の遵守)

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第 10 条 (料金の支払い)

料金の支払は、事前決済の場合は、指定日までに宿泊料金を指定の処理 (Web 決済サービス) にて、お支払いいただきます。当日決済の場合は、現金によるお支払いまたは Web 決済サービスによってお支払いいただきます。宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第 11 条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

第 12 条 (宿泊継続の拒絶)

当施設は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 第 4 条第 3 号から第 12 号までのいずれかに該当することになったとき

(2) 宿泊者以外のものを客室内に入れたとき

(3) 第 9 条に定めた利用規則に従わなかったとき

(4) 寝室等での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき

(5) 第7条の宿泊の登録事項、申し出事項に虚偽が発覚したとき

第13条（寄託物等の取扱い）

当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。

宿泊者が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第14条（手荷物又は携帯品の保管）

宿泊者手荷物等を除き貴重品の、宿泊に先立っての受け取り、保管はできません。宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

第15条（駐車場）

当施設には宿泊者用の無料駐車場がございます。ご予約時にお問合せ・お申込みください。当施設は、車両の管理責任を負いかねます。

第16条（免責事項）

当施設内にてコンピューター等の通信機器をご利用になるにあたっては、宿泊者ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター等の通信機器の利用時にシステム障害、その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用客がいかなる損害を受けた場合も、当施設は一切の責任を負いません。

第17条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。それがお客さまの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではございません。

第18条（管轄及び準拠法）

第18条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する地方裁判所、簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

第 19 条（宿泊客が支払うべき総額）

1.内訳

宿泊料金：基本料金（施設利用料+サービス料）

追加料金：サービス料追加人数分

その他：食事、食材、物品、サービスを購入した金額

税金：消費税は基本料金に含まれる

（備考 1：基本料金追加料金は予約時に当施設が公表している金額とします。）

2.6 歳以下は宿泊料金無料（但し寝具食事の提供はなし）

違約金

不泊：100%

当日：100%

前日：100%

3 日～5 日前：50%

6 日～7 日前：30%

注意 %は、宿泊料金（別紙 1）に対する違約金の比率です。予約日数が短縮等した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）を基準に違約金を比率で収受いたします。

キャンセル料金は、現金による直接支払いまたは当館指定口座へのお振込みによりお支払いいただきます。口座振込みにかかる手数料はお客様の負担とさせていただきます。

STAY at CANOA（一棟貸しゲストハウス）利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には、「STAY at CANOA」宿泊約款第 9 条に基づき

下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、同約款第 12 条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

火災の原因となる火器等を施設内でご使用にならないこと。

施設内はすべて「禁煙」となっておりますので、屋外以外で喫煙されないこと。また、吸い殻は各自でお持ち帰りいただくこと。

近隣住民に迷惑となるような高声放歌や喧嘩な行為、その他、他人に嫌悪感を与えたりなされないこと。

施設内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。

動物・鳥類

著しく悪臭を発するもの

著しく多量な物品

火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの

適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類

大麻、麻葉、覚せい剤等

条例で持ち出しが規制されている希少動植物

当施設内で、賭博および風紀を乱すような行為をなさらないこと。

みだりに外来客を施設内に引き入れたり、施設内の諸設備、諸物品などを他の場所に移動、加工、持ち出したり、目的以外の用途に利用したりしないこと。

施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、施設内の他の場所に移動したりなされないこと。

各種体験をされる場合は、同席のスタッフの指示に従っていただくこと。